

「延岡市 高齢者肺炎球菌定期予防接種」について

■定期接種(接種費用助成)の対象者

接種日に延岡市に住所を有し、住民基本台帳に登録されており、①または②に該当し、過去に「23価肺炎球菌英膜多糖体ワクチン」接種を受けていない人

① 接種日に65歳の人

② 接種日に60歳以上64歳で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障がい有する人



★ ①の対象者で、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、対象者である期間中に高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種ができなかった方は、接種できるようになった日から1年を経過するまでの間は定期接種として費用の助成を受けることができます。かかりつけ医にご相談ください。

★ この予防接種を受ける法律上の義務はないため、「接種を希望している」という本人の意思の確認ができない場合は、接種対象になりません。

★ 上記対象者以外で接種を希望される場合は、実費での接種となります(かかりつけ医にご相談下さい)

■助成後の接種料金：2,500円 (医療機関の窓口でお支払いください)

※生活保護受給者は無料(延岡市生活福祉課が発行する受給証明書を医療機関に提出)

■当日必要なもの：対象者ハガキ(緑色)、接種料金、生活保護受給証明書(該当者のみ)

氏名や生年月日が確認できるもの(健康保険証、マイナンバーカードなど)

■助成の対象期間：65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで

■肺炎球菌性の肺炎について

成人の肺炎の約2～3割は、肺炎球菌という細菌により引き起こされたとの報告があります。

肺炎の原因となる細菌やウイルスは、人の体や日常生活の中にも存在しており、最も多いのが肺炎球菌です。予防接種により、肺炎の重症度と死亡のリスクを軽減させることが示されています。

※「厚生労働省リーフレット2024年4月」「予防接種ガイドライン2023年度版」より 抜粋

(裏面もご覧ください)

高齢者肺炎球菌定期予防接種記録票(切り取って健康手帳に貼るなどして大切に保管をしてください)

被接種者	(住所)	(生年月日)		
	(氏名)	昭和 年 月 日生		
(接種年月日) 令和 年 月 日	(接種量) m l	(ワクチン名/ロット) ※ワクチン箱シールの貼付も可	(実施医療機関名) ゴム印可	

市が発行する「予防接種済証」が必要な方は、地域医療政策課(電話22-7066)にご連絡をお願いします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種について（延岡市）

肺炎球菌の予防接種を実施するにあたり、接種を受ける方の健康状態をよく把握する必要があります。そのため、**この説明書をよく読んで、別紙、予診票をできるだけ詳しく記入してください。**

何らかの理由でご自身での記入が難しい方が接種を希望される場合は、健康状態をよく把握しているご家族の方など代理人が記入してください。**本人の接種希望が確認できない場合は、定期接種の対象になりません。**

〔予防接種を受けることが適当でない方〕

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種を受けてはいけません。

1. 明らかな発熱を呈している方
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
3. 本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
4. 過去に 23 価肺炎球菌英膜多糖体ワクチンを接種したことがある方（定期接種の対象外）
5. 上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

〔接種の判断を行うに際し、注意を要する方〕

健康状態及び体質を勘案し、**次のいずれかに該当する場合には注意して接種しなければいけません。**

1. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有することが明らかな方
2. 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
3. 過去にけいれんの既往のある方
4. 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
5. 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

〔他のワクチンとの接種間隔〕

他のワクチンとの接種間隔については、通常、決まりはありません。

〔接種後の注意〕

1. 接種当日は激しい運動を避けてください。（接種当日の入浴は差し支えありません。ただし、注射したところをこすらないでください。）
2. 接種後に発熱したり、接種した部位が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般にその症状は軽く、通常数日中に消失します。
3. 接種後は自らの健康管理に注意し、もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、ただちに医師の診察をうけてください。

〔副反応と救済制度〕

接種後に注射部位の腫れや痛み、ときに軽い発熱がみられる事がありますが、日常生活に差し支えるほどのものではありません。通常 1～2 日で消失します。

定期の予防接種を受けたために、万一、健康被害（予防接種が原因と認められる病気や障害）が発生した場合、法に基づく救済制度があります。本人の請求を受け、調査の上、健康被害が当該予防接種と因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合は、市が健康被害に対する給付を行います。

接種後、高熱やけいれん、その他異常な症状が現れた時は、速やかに医師の診察を受け、下記にご連絡をお願いします。

（担当課：お問い合わせ）延岡市地域医療政策課 22-7066